

## 「外国政府等において重要な公的地位にある方等」とは

1. 外国の元首
2. 外国において下記の職にある方
  - ① 我が国における内閣総理大臣その他の国务大臣および副大臣に相当する職
  - ② 我が国における衆議院議長・衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
  - ③ 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
  - ④ 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
  - ⑤ 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
  - ⑥ 中央銀行の役員
  - ⑦ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
3. 過去に1.または2.であった方
4. 1.~3.のご家族の方(配偶者は内縁関係の方を含む)
5. 1.~4.が実質的支配者である法人